

行政改革推進会議「秋のレビュー」指摘事項(平成26年11月14日)

- I 総合特区推進調整費の前提となる総合特別区域計画については、計画開始1年後に中間目標を設定する仕組みとなっているが、**計画策定段階から中間目標を設定することが、より合理的ではないか。**
- II 「総合特区の推進調整に必要な経費」は、本来、各省の予算制度を活用した上で不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、補完的に措置される調整費である。しかしながら、現状では、事業開始後2～3年が経過しても、全額又は大部分が調整費で執行されている事業が多数あるなど、本来の補完的な役割を逸脱した執行となっている。このため、**調整費の執行を初年度に限る等、より明確、具体的な制限を加え、運用改善を図ることが必要ではないか。**

指摘 I についての対応

総合特区は、直近で平成25年9月に4次指定を行ったところ、総合特別区域基本方針において「当面、以降の指定は見合わせるもの」としている。**現在、全ての特区において中間目標は設定済み**であるが、仮に今後、総合特別区域基本方針を改正し、**新規の指定を行うこととした場合には、計画作成段階で中間目標を設定し、計画認定時に示す**こととする。

指摘 II についての対応

「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」の一部変更を行った。(平成27年1月13日付け)

変更前

調整費による支援期間

事業ごとに**3年間を上限**

用途

(1) 指定を受けた総合特区に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行うとき。

(2) 認定された総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完するとき(次に掲げる場合に限る。)(以下略)

変更後

調整費による支援期間

事業ごとに**初年度に限る**

用途

(2)の場合について、調整費が本来の補完的な役割を逸脱して活用されないよう、次の内容を追加し、支援対象とする事業を明確化する。

- ・調整費を活用した支援は、関係府省が予算措置している事業を対象とする。
- ・ただし、関係府省の予算制度で予算措置できない場合において、次のいずれにも該当する事業はこの限りでない。
 - ① 予算編成後や当初予算配分後、規制・制度改革が実現したこと、規制の特例措置に係る国と地方の協議が調ったこと等の事由により、実施が可能となった事業。
 - ② 閣議決定又は閣議了解された政府の基本方針、計画等に盛り込まれた施策に係る事業であって、当該事業の費用に比してその経済的効果が特に高いと見込まれる事業。